

項 目	集会場の取扱いについて																																				
取 扱 い	<p>地区集会場又は葬祭場の特殊建築物としての取扱いについては、下表によることとする。</p> <p>&lt;地区集会場&gt;</p> <p>(町内会等一定の地区の住民を対象とし、当該地区外から一時に多数の人又は車の集散するおそれのないと認められるものに限る。)</p> <table border="1" data-bbox="448 555 1417 869"> <thead> <tr> <th>1室の床面積</th> <th>固定席</th> <th>単体規定 (法第2章)</th> <th>条例 (第3章第5節)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">200 m<sup>2</sup>以上</td> <td>有</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">200 m<sup>2</sup>未満</td> <td>有</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;葬祭場、セレモニーホール&gt;</p> <table border="1" data-bbox="448 949 1417 1263"> <thead> <tr> <th>1室の床面積</th> <th>固定席</th> <th>単体規定 (法第2章)</th> <th>条例 (第3章第5節)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">200 m<sup>2</sup>以上</td> <td>有</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">200 m<sup>2</sup>未満</td> <td>有</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「1室の床面積」とは、可動間仕切りで仕切られた複数の室で、これらを取り外して全体を1室として利用できるものは1室とみなして判断する。</p> <p>上表において、 ○は集会場として扱うもの。 ×は集会場として扱わないもの。 を示す。</p>	1室の床面積	固定席	単体規定 (法第2章)	条例 (第3章第5節)	200 m <sup>2</sup> 以上	有	○	○	無	○	×	200 m <sup>2</sup> 未満	有	○	○	無	×	×	1室の床面積	固定席	単体規定 (法第2章)	条例 (第3章第5節)	200 m <sup>2</sup> 以上	有	○	○	無	○	×	200 m <sup>2</sup> 未満	有	○	○	無	○	×
1室の床面積	固定席	単体規定 (法第2章)	条例 (第3章第5節)																																		
200 m <sup>2</sup> 以上	有	○	○																																		
	無	○	×																																		
200 m <sup>2</sup> 未満	有	○	○																																		
	無	×	×																																		
1室の床面積	固定席	単体規定 (法第2章)	条例 (第3章第5節)																																		
200 m <sup>2</sup> 以上	有	○	○																																		
	無	○	×																																		
200 m <sup>2</sup> 未満	有	○	○																																		
	無	○	×																																		
解 説	<p>○不特定多数の者が集会等に利用する室の考え方については、「2017年度版建築確認のための基準総則集団規定」の適用事例（日本建築行政会議 編集）による。</p> <p>○地区集会場のように、特定の者が利用する建築物であっても、上表により「集会場」として扱う場合がある。</p> <p>○葬祭場のうち、家族葬のみを専用に扱う施設であることが明確に判断できるものについては、上表の地区集会場同等として扱えることとする。ただし、他法令による営業許可（旅館業、飲食店業等）を要する業態の場合は、原則として当該営業用途にも供するものとして取り扱うため、個別に審査機関に確認すること。</p> <p>○法第48条による用途規制の適用については、上表に関わらず具体的な利用形態に応</p>																																				

	<p>じて、地区集会場は「学校等や地方公共団体の支庁等」、葬祭場は「飲食店」等として、「2017年度版建築確認のための基準総則集団規定の適用事例」を参考に判断するため、個別に審査機関に確認すること。</p>
適用区域	長野県内全域
附則	<p>令和3年10月1日施行</p> <p>この取扱いは施行の日以後、建築（用途変更含む。以下同じ。）するものに適用します。なお、従前の取扱いにより建築されているものは、この取扱いの施行の日以後、1室の床面積が200㎡以上となる集会室を建築するものに適用します。</p>
対象条文	<p>法第2条第2号、第6条、第2章</p> <p>条例第3章第5節</p>
参考	2017年度版建築確認のための基準総則集団規定の適用事例（日本建築行政会議 編集）